

国際基準第15に基づく消毒証明手続きの概要

1 国の役割

国（農林水産省消費・安全局植物防疫課）は、一定要件を満たす実施機関をこん包材消毒証明の業務全般を管理する者として登録します。（当協会は実施機関として登録されています。）

2 実施機関の役割

- ① 消毒実施者の認定
- ② こん包材生産者の登録
- ③ 消毒処理済み表示（スタンプ、ステンシル等）の標章登録・管理
- ④ 認定消毒実施者及び登録こん包材生産者の実地調査等による確認
- ⑤ 認定消毒実施者及び登録こん包材生産者に対する指導及び助言

3 消毒実施者

（1）認定

輸出用木材こん包材の消毒実施者として認定を受けようとする場合、当該者は全植検協が定める申請書を地域植物検疫協会等を経由して全植検協に提出して認定を受ける必要があります。認定期間は3年で、継続申請することにより更新されます。

（2）実地調査等

認定に当たって、地域植物検疫協会等の確認員は実地調査を行うとともに、消毒実施者が行う性能試験に立ち会います。試験の日程等について事前に地域植物検疫協会等と調整をお願いします。なお、この場合の確認員の旅費等については消毒実施者のご負担とさせていただきます。

（3）消毒の実施

消毒実施者は、こん包材生産者の依頼を受け、消毒基準（下段参照）により消毒処理し、こん包材を消毒処理したことを証明するため、消毒実施報告書をこん包材生産者に交付します。

（4）消毒状況の報告

消毒実施者は、4半期（3ヶ月ごと）に消毒実績（報告書件数、処理数量等）を地域植物検疫協会等を経由して全植検協に報告していただくこととされています。

（5）認定管理負担金

当協会は、認定した消毒実施者に認定管理負担金（1件・1年につき26,400円、税込み）を請求します。請求を受けましたら速やかに納付願います。

4 こん包材生産者

（1）登録

消毒処理済みのこん包材にスタンプ等で消毒処理済みの表示をする場合、当該

こん包材生産者は、全植検協が定める申請書を地域植物検疫協会等を経由して全植検協に提出して登録を受ける必要があります。

(2) 実地調査

地域植物検疫協会等の確認員が3年に1回程度消毒済みこん包材の保管状況、スタンプの使用状況等を調査します。なお、この場合の確認員の旅費等についてはこん包材生産者のご負担とさせていただきます。

(3) 消毒処理済み表示の状況の報告

こん包材生産者は4半期（3ヶ月ごと）にスタンプ等による消毒処理済み表示の状況（使用件数、こん包材使用量）を地域植物検疫協会等を経由して全植検協に報告していただくこととされています。

(4) 登録管理負担金

当協会は、登録したこん包材生産者に登録管理負担金（1件・1年につき26,400円、税込み）を請求します。請求を受けましたら速やかに納付願います。

5 標章（消毒処理済み表示の印影）の登録

国際基準第15に基づく消毒処理済み表示をこん包材に表示しようとする場合、当該こん包材生産者は、その消毒処理済み表示の標章（印影）を全植検協に申請し、登録を受ける必要があります。全植検協では、こん包材生産者からのお申込みに応じて、3種類のスタンプを作製して頒布しています。ステンシル、焼き印等を使用する場合或いは前述の3種類以外のスタンプを使用したい場合は、こん包材生産者自らが作製しその標章（印影）を全植検協に申請して、登録を受けることとなります。

6 業務実施地域協会等

消毒実施者の認定、こん包材生産者の登録及び消毒処理済み表示の標章登録の申請は、全植検協から業務委託を受けている以下の地域植物検疫協会等が受付します。

地域協会等名	郵便番号	所在地	電話
紋別植物検疫協会	094-0015	紋別市花園町 2-2-1 林業会館	0158(23)2443
小樽石狩植物検疫協会	047-0007	小樽市港町 5-3	0134(34)1700
北海道植物検疫協会連絡会	047-0007	小樽市港町 5-3	0134(34)1700
青森植物検疫協会	030-0820	青森市本町 4-8-9 日通ビル内	017(776)1244
八戸植物検疫協会	031-0831	八戸市築港街 1-1-62	0178(34)3255
宮古植物検疫協会	027-0038	宮古市小山田 1-44	0193(62)3501

地域協会等名	郵便番号	所在地	電話
大船渡植物検疫協会	022-0002	大船渡市大船渡町字野乃田 23-10 東北汽船港運(株)内	0192(26)4181
(一社)宮城植物検疫協会	985-0006	塩釜市港町 2-6-11	022(362)5901
(一社)石巻植物検疫協会	986-0859	石巻市大街道西 1-2-21	0225(94)2215
(一社)小名浜港植物検疫協会	971-8183	いわき市泉町下川字大剣 1 -35 小名浜港木材ビル	0246(56)0342
秋田植物検疫協会	010-0975	秋田市八橋字下八橋 191-11	018(896)5252
酒田植物検疫協会	998-0005	酒田市宮海字明治 99-3 酒田木材団地内	0234(33)3566
(一社)新潟植物検疫協会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 新潟木材会館内	025(247)3241
直江津港植物検疫協会	942-0011	上越市港町 1-6-13	025(543)4583
(一社)日立港植物検疫協会	319-1231	日立市留町 2435-10	0294(52)1859
鹿島港植物検疫協会	314-0103	神栖市東深芝 8 鹿島埠頭(株)内	0299(92)5943
(一社)京葉地区植物検疫協会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館内	043(241)6701
東京植物検疫協会	135-8073	江東区青海 2-4-32 タイム 24 ビル	03(5531)8533
横浜植物防疫協会	231-0007	横浜市中区弁天通 6-85 宇徳ビル内	045(201)2378
全植検協名古屋事務所	455-0032	名古屋市港区入船 2-2-28	052(659)3130
清水植物検疫協会	424-0031	静岡市清水区横砂 408-17	054(340)7276
伏木富山新港植物検疫協会	934-0031	射水市奈呉の江 4-2	0766(82)5523
金沢港植物検疫協会	920-0211	金沢市湊 3-1-29 (株)金沢港運内	076(238)5934
敦賀港植物検疫協会	914-0078	敦賀市桜町 2-10 敦賀海陸運輸(株)内	0770(24)5504
(一社)神戸植物検疫協会	650-0024	神戸市中央区海岸通 8 神港ビル内	078(321)0081
新宮港植物防疫協会	647-0061	新宮市三輪崎 3006	0735(31)6518
和歌山植物輸出入検疫協会	641-0036	和歌山市西浜 1660-378	073(445)5581
(一社)大阪植物検疫協会	552-0021	大阪市港区築港 4-9-6 タラッサビル	06(6571)4051
(一社)岡山県植物検疫協会	712-8071	倉敷市水島海岸通 2-1-13	086(446)0787

地域協会等名	郵便番号	所在地	電話
(一社)広島植物検疫協会	734-0011	広島市南区宇品海岸 1-13-13	082(254)1151
(一社)呉植物検疫協会	737-0823	呉市海岸 3-14-8 山陽海運(株)	0823(25)0568
(一社)舞鶴植物検疫協会	624-0931	舞鶴市字松陰 18-7	0773(75)1428
(一社)境港植物検疫協会	684-0034	境港市昭和町 12-8-1	0859(44)4611
(一社)浜田植物検疫協会	697-0063	浜田市長浜町 1785-7	0855(27)0072
(一社)香川県植物検疫協会	762-0002	坂出市入船町 1-6-15	0877(46)0181
(一社)高知県植物検疫協会	781-0112	高知市仁井田 4653	088 (847)1021
(一社)徳島県植物検疫協会	773-0001	小松島市金磯町 3-177	0885(32)1781
九州植物検疫協会	801-0841	北九州市門司区西海岸 1-2-18 マリナーズコート	093(321)5781
沖縄植物検疫協会	901-2128	浦添市伊奈武瀬 1-11-1 沖縄県中央卸売市場	098(868)5579

こん包材を輸出する場合の消毒方法（国際基準第15による規制の場合）

木材こん包材が国際基準第15に基づく規制を採用している国に輸出される場合、その木材こん包材は国際基準第15に基づき以下のいずれかの消毒処理基準により消毒処理される必要があります。

ただし、オゾン層保護の観点から、原則として熱処理を用いることとし、臭化メチルによるくん蒸は、貨物のこん包後に消毒処理を実施する場合など、やむを得ない場合に限られます。

1 熱処理の消毒基準

国際基準第15では、「木材こん包材の中心温度が連続して最低30分間、少なくとも56℃保持されていること」とされています。しかし、実際の熱処理消毒において、材の中心温度を直接測定することは容易ではありません。そこで、既往の研究の結果から作成された資料「材の厚さ別・処理温度（庫内温度）別の加熱所要時間」（当協会の「輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則」（当ホームページに別掲）を参照。詳細については、当協会発行の「輸出用木材こん包材の消毒証明マニュアル」を参照）に基づき、消毒を実施していただくこととしています。

2 臭化メチルくん蒸の消毒基準

国際基準第 15 では、温度別の C T 値及び最低濃度が以下の基準を満たすように

行われることとされています。

なお、くん蒸の一例（臭化メチルくん蒸処理計画）が示されていますので、実際の消毒に当たってはこれに従って消毒することになります。

臭化メチルくん蒸処理基準

温度	24 時間以上の CT 値 (g・h/m ³)	24 時間後の最低濃度 (g/m ³)
21℃	650	24
16℃	800	28
10℃	900	32

臭化メチルくん蒸処理計画

温度	投薬量 (g/m ³)	最低濃度 (g/m ³)		
		2時間後	4時間後	24時間後
21℃以上	48	36	31	24
16℃以上	56	42	36	28
10℃以上	64	48	42	32

(注)

- ① 最低温度は、10℃を下回らないこと。
- ② 処理時間は、24 時間を下回らないこと。
24 時間後に最終最低濃度が達成されなかった場合は、次によること。
ア 処理を再スタートする。
イ 濃度における逸脱が 5%までの場合は、規定された CT 値を達成するために処理の最後に 2 時間以内の処理時間を追加する。
- ③ 処理開始から 2 時間後、4 時間後及び 24 時間後に濃度を測定し、濃度が最低濃度以上であることを確認すること。
- ④ CT 値は、処理の持続時間にわたる濃度 (g/m³) と時間 (h) の積とすること。
- ⑤ 消毒基準に定められた投薬量を順守し、技術上、やむを得ず上回る場合においても最少の範囲にとどめること。
- ⑥ 次に留意すること
ア できる限り攪拌（循環）装置を使用し、投薬後 1 時間以内にガス濃度が均一になるよう努めること。なお、必要に応じて気化器を使用すること。
イ 木材の収容率は、80%以内であること。
* 収容率 (%) = (収容物の容積) / (くん蒸庫 (天幕) の内容積) × 100
ウ くん蒸時の床面は、コンクリート等で舗装されているか、ガスを通さないシート等が敷かれていること。
エ 厚さ(横断面の最も短い辺) が 20cm を超える木材には実施しないこと。また、木材の積み付けは少なくとも厚さ 20cm ごとに空間部を設けること。
オ 処理の温度は、木材こん包材又はくん蒸庫 (天幕) 内空間部を測定した温度の、いずれか低い値とすること。
カ 上記の他、国際基準第 15 の規定に留意すること。

国際基準第 15 に基づくこん包材規制を行っている主な国

州名	国名
アジア州	イスラエル、インド、インドネシア、韓国、シリア、スリランカ、タイ、台湾、中国、トルコ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ヨルダン、オマーン、レバノン
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド
ヨーロッパ州	EU（加盟国 27カ国）、ウクライナ、ジョージア、スイス、ノルウェー、モンテネグロ、ロシア、英国
アフリカ州	エジプト、ケニア、セーシェル、ナイジェリア、南アフリカ
北アメリカ州	アメリカ、カナダ、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ
南アメリカ州	アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

(参考)

消毒証明書の発行について

全植検協では、輸出入者等の関係業者からの要請などに基づき、地域協会と業務協定を結び全植検協名の消毒証明書（CERTIFICATE OF TREATMENT）を発行しています。

こん包材が国際基準第15に基づく規制を実施している国向けに輸出される場合は、国際基準第15に基づく消毒処理をしていただき、定められた消毒処理済み表示をした上で、こん包材生産者等の依頼者からの要請等に基づき消毒証明書を発行します。

また、こん包材等がオーストラリアやニュージーランド等向けに輸出される場合であって、当該国の独自の消毒要求に基づき実施される場合は、当該こん包材等は消毒証明書が必要となり、依頼者の要請に応じて発行しています。

詳しくは、以下の地域植物検疫協会等へお問い合わせ願います。

地域協会等名	郵便番号	所在地	電話
紋別植物検疫協会	094-0015	紋別市花園町 2-2-1 林業会館	0158(23)2443
小樽石狩植物検疫協会	047-0007	小樽市港町 5-3	0134(34)1700
北海道植物検疫協会連絡会	047-0007	小樽市港町 5-3	0134(34)1700
(一社)釧路植物検疫協会	084-0914	釧路市西港 1-100-22	0154(53)1177
(一社)室苦植物検疫協会	059-1374	苫小牧市晴海町 11	0144(55)1924
函館植物防疫協会	040-0075	函館市万代町 18-12 日通(株)函館支店内	0138-43-7772
青森植物検疫協会	030-0802	青森市本町 4-8-9 日通ビル内	017-776-1244
八戸植物検疫協会	031-0831	八戸市築港街 1-1-62	0178(34)3255
宮古植物検疫協会	027-0038	宮古市小山田 1-44	0193(62)3501
大船渡植物検疫協会	022-0002	大船渡市大船渡町字野乃田 23-10 東北汽船港運(株)内	0192(26)4181
(一社)宮城植物検疫協会	985-0016	塩釜市港町 2-6-11	022(362)5901
(一社)石巻植物検疫協会	986-0859	石巻市大街道西 1-2-21	0225-94-2215
(一社)小名浜港植物検疫協会	971-8183	いわき市泉町下川字大剣 1 -35 小名浜港木材ビル	0246(56)0342
秋田植物検疫協会	010-0975	秋田市八橋字下八橋 191-11	018(896)5252

地域協会等名	郵便番号	所在地	電話
酒田植物検疫協会	998-0005	酒田市宮海字明治 99-3 酒田木材団地内	0234(33)3566
(一社)新潟植物検疫協会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 新潟木材会館内	025(247)3241
直江津港植物検疫協会	942-0011	上越市港町 1-6-13	025(543)4583
(一社)日立港植物検疫協会	319-1231	日立市留町 2435-10	0294(52)1859
鹿島港植物検疫協会	314-0103	神栖市東深芝 8 鹿島埠頭(株)内	0299(92)5943
(一社)京葉地区植物検疫協会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館内	043(241)6701
東京植物検疫協会	135-8073	江東区青海 2-4-32 タイム 24 ビル	03(5531)8533
横浜植物防疫協会	231-0007	横浜市中区弁天通 6-85 宇徳ビル内	045(201)2378
全植検協名古屋事務所	455-0032	名古屋市港区入船 2-2-28	052(659)3130
田子の浦港植物検疫協会	416-0937	富士市前田字川原 728	0545(33)1218
清水植物検疫協会	424-0031	静岡市清水区横砂 408-17	054(340)7276
伏木富山新港植物検疫協会	934-0031	射水市奈呉の江 4-2	0766(82)5523
金沢港植物検疫協会	920-0211	金沢市湊 3-1-29 (株)金沢港運内	076(238)5934
敦賀港植物検疫協会	914-0078	敦賀市桜町 2-10 敦賀海陸運輸(株)内	0770(24)5504
(一社)神戸植物検疫協会	650-0024	神戸市中央区海岸通 8 神港ビル内	078(321)0081
新宮港植物防疫協会	647-0061	新宮市三輪崎 3006	0735(31)6518
和歌山植物輸出入検疫協会	641-0036	和歌山市西浜 1660-378	073(445)5581
(一社)大阪植物検疫協会	552-0021	大阪市港区築港 4-9-6 タラッサビル	06(6571)4051
(一社)姫路植物検疫協会	671-1242	姫路市網干区浜田 1624-4	0792(73)4040
(一社)岡山県植物検疫協会	712-8071	倉敷市水島海岸通 2-1-13	086(446)0787
(一社)広島県東部植物検疫協会	729-0105	福山市南松永町 4-10-10	084(934)5757
(一社)広島植物検疫協会	734-0011	広島市南区宇品海岸 1-13-13	082(254)1151
(一社)山口県植物検疫協会	740-0003	岩国市飯田町 2-9-6	0827(21)7278
(一社)呉植物検疫協会	737-0823	呉市海岸 3-14-8 山陽海運(株)	0823(25)0568

地 域 協 会 等 名	郵便番号	所 在 地	電 話
(一社)舞鶴植物検疫協会	624-0931	舞鶴市松蔭 18-7	0773(75)1428
(一社)境港植物検疫協会	684-0034	境港市昭和町 12-8-1	0859(44)4611
(一社)浜田植物検疫協会	697-0063	浜田市長浜町 1785-7	0855(27)0072
(一社)香川県植物検疫協会	762-0002	坂出市入船町 1-6-15	0877(46)0181
(一社)愛媛県植物検疫協会	791-8061	松山市三津 2-16-25	089(952)9418
(一社)高知県植物検疫協会	781-0112	高知市仁井田 4653	088(847)1021
(一社)徳島県植物検疫協会	773-0007	小松島市金磯町 3-177	0885(32)1781
九州植物検疫協会	801-0841	北九州市門司区西海岸 1-2-18 マリナーズコート	093(321)5781
沖縄植物検疫協会	901-2128	浦添市伊奈武瀬 1-11-1 沖縄県中央卸売市場	098(868)5579